

## 不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令案要綱

- 1 中華人民共和国を原産地とする輸入貨物に不当廉売関税を課する場合において、当該輸入貨物の生産者（以下「生産者」という。）が、中華人民共和国の産業において、当該輸入貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。）があると明確に示すことができない場合は、比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の価格等を正常価格として用いることができることとする。（第2条第3項関係）
- 2 中華人民共和国を原産地とする輸入貨物について、不当廉売に係る調査が開始された場合において、生産者は、中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、財務大臣に対し、証拠の提出等を行うことができることとするとともに、財務大臣は生産者に対し、証拠の提出等を求めることができることとする。（第10条の2関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、公布の日から施行することとする。